

火災保険料率協定の可能性

小林 北一郎

—

火災保険料率の協定と云ふことはどんな意義かといふと、簡単にいへば與へられた物件について豫め定められてゐる料率を適用すべきことの合意である。従つて當該料率以下を適用することが協定違反であると同様に、それ以上の料率を適用することも協定違反であるといふはなければならぬ。然し現實の問題としては、豫め定められた料率以上を適用するといふことは弊害を醸さない。何故かと云へば、料率を出来るだけ切り下げて同業者を退け勝利を得んとするのが協定違反の最強最大の動機であるからである。それで現實の料率協定は……を下るを得ずといふ形式のものが

通例である。

ところで此の料率の協定といふことがなかなか維持困難であり、本邦火災保險業者の頭を最も悩ます問題の一つである。某社の社長はかつて次の如く云つてゐる。「斯の如く保險界が料率協定にのみ終止するのは、保險界の健全な發達の爲め誠に残念なことである。火災保險界にはもつともつと問題にすべき重大事項が澤山ある」と。

此の歎聲を發せしむる程問題は厄介なものである。此の問題は火災保險界の過去を悩まし現在に及び、更に將來にさへ達せんとする如くである。料率の協定は何故斯く困難なのであらうか。料率の協定がもし必要であるならば、何故それが困難であるかを徹底的に究明しておかなければならぬと思ふ。それによつて初めて合理的對策が樹立され得るに至るであらう。

二

料率協定の困難なる根本理由をさがす前に、一應實際行はれてゐる各種の見解を檢討する。

(1) 一率協定の制度がいけないと云ふ考へ方

之は一體如何なる説かといふところである。協定会社の中には大小強弱いろいろの會社がある。そ

れにも關らず最低料率を劃一にしておくと、小會社は大會社に壓倒されて契約が取れない。有名な大會社と、不評の小會社とが同一の料率を適用したのでは小會社の營業は成立して行くものではない。そこで契約を得んが爲に自然協定の最低料率を切り下げて、より低い料率を適用しなければならなくなるのである。此の事情が料率協定を破壊に導いて行く有力な原因であると云ふのである。従つて斯の如き論をなすものは、當然會社によつて適用すべき料率を異にせしむべきことを主張するのである。

本邦に於ける料率協定の歴史を回顧してみると、實際に二率協定制度の存在してゐた時期があつた。その當時、低率を適用すべき會社は二率協定では自らの會社は貧弱な會社であることを表示して公に臨むが如きもので、誠に契約獲得上不便が多いと反對した事實を思ふとき、今日の二率協定制度實施案は誠に皮肉極まるものではないか。

大會社と對抗して契約を得る能はざるが故、料率協定が破れるのであるから二率制度にせよといふ論者は、自らは一小貧弱會社たることを表明することによつて、却つて契約獲得の妨げとなりはしないか。然し之は單なる私の懸念に過ぎないと云ふか。私は歴史上の事實を此の際擧げて反批判することはよしても、二率協定には次の如き不合理が存するを如何にすべきか。假に二率協定を實

行するとしても、低率の方もそれは合理的料率以下のものであつてはならないことは明かであらう。少くとも合理的料率を最低としなければならぬ。とすれば、より高率を適用すべき協定は一般被保険者に對し、不當の保険料を強要する不當なる料率カルテルとはならないか。

何故かと云へば、高率は合理的料率以上のものでなければならぬからである。二率協定論者は此の點を如何に論辯せんとするのであるか。大會社が自らの適用すべき料率は、合理的料率以上のものだといふ確信があるとせば、それを切り下げて悠々と暗中飛躍をなしはしないであらうか。一流大會社に於ても盛に秘密割引を行ひつゝある現實を知るもの誰かそれを一片の杞憂に過ぎずとかなす。二率協定は却つて料率協定を根こそぎにするものではないであらうか。

(2) 火災保険制度に對し無理解にして且割引を強ふる日本人の國民性に基くとの説

之に類似の問題に就いては日本人は、外國人からも日本人からも散々に非難されるのが常である。一般被保険者が未だ火災保険制度の本質を理解してゐない爲め、國民性の赴く所、保険料の割引を請求して止まないから、會社はやむを得ず料率の割引を行ふに至ると云ふのである。即ち之は料率協定の困難なる理由を、被保険者に求めんとする考へ方である。

私は斯の如き見解には反對である。勿論右の如き考へも全然誤りとは云ひ得ないであらう。然し

料率協定維持困難の根本原因を充分に説明し得たものではない。吾人は商品の賣買に於て、商人は買手の國民性（？）からする法外の安値の要求に對し、それに應じない現状を忘れることが出來ない。唯單に割引を要求すると云ふ傾向の存在から、直ちに割引を承認する原因を明かにすることは出來ない。況や被保險者より寧ろ會社側に於て進んで割引を申出る事實の存在を考ふるに於ておや。

此説は到底料率協定が何故困難であるかを明かにすることは出來ない。私は更に他の見解を顧るであらう。

(3) 再保險關係がよろしきを得ないと云ふ説

「……何故に協定が紊亂するであらうかその原因は前にも擧げた様に、種々雜多であるが、結局再保險問題に發足し再保險問題に歸着すると信ずるのである。

今日多數會社の中には、極端なる割引又は法外の代理店手数料等を支給するものがあるとか云ふことは屢々耳にするところである。而して是等の會社と雖も、引受額全部を保有することは勿論なく、物件によつては多額の再保險を出せねばならぬものが澤山あると思ふ。従つて此再保險額を悉く協定料率に引直して賣るとしたならば、少くとも二割以上の損失を免れぬ。こんな看易い損の行

く商賣を誰が敢て仕様か。之は必ず種仕掛がなくてはならぬ。是等の會社は畢竟海外に非協定會社の再保險カバーの便宜がある爲と推察されるのである。若しそう云ふ事實があるとしたならば、之を嚴禁せずして單に形式上の問題のみを喧しく云つたとて、眞の協定維持は所詮出來ない相談である。昨年本紙新年號に私は料率の國際的協定を論じたのも之が爲であつた。更に新會社（新會社必ずしも協定紊亂者ではない）が協定を嚴守するに因つて生ずる犠牲を、舊會社が補ふ様にしなければ同等の協調は保てぬのである。新會社と雖も一旦生れ出た以上は相應の收入を得ざれば、經營の關係上立行くものではない。唯徒に、協定を遵奉せよと云ふのみでは暴政である。大いに社會政策を加味して欲しい。それには舊會社は自發的に再保險交換經濟聯盟等を実行せねば駄目である。換言すれば協定問題は再保險問題に發足し再保險問題に歸着すると思ふ。」

これは誠に尤もな説である。然し元受會社がカットする傾向があるとせば、再保險會社にもその傾向がある譯である。だから兩々相待ちて、たくみな繰りをやつて來た譯である。それを嚴禁したとしてもそうした妥協が生れないとは考へられない。

4. 誠意がないからであるといふ説

協會を組織する各會員會社は協定維持に對する誠意がないから料率の協定が保てないのでであると

云ふ考へ方である。之は此の説自體として誤りではないであらう。誠意があれば如何にも維持出来るであらうから。然しよく考へてみると、之は問題を解決したものと考へられない。吾々としては寧ろ何故かくまで會員が料率協定に誠意がないかと云ふことが問題である。如何にしたら誠意を持たしむることが出来るであらうか。此の點に對して確信のある方策を知つてゐられる人が果してあるであらうか。

協定の必要を知らしむべしと云ふのであるか。然し必要なることは會員はよく知得してゐるのである。然るにも關らず誠意がないのである。如何にすべきか。公平な客觀的見地に立つ限り、經濟界の競争心は道義心より強いと結論しなければならぬ經驗を幾つも吾人は知つてゐる筈である。經濟界の問題は倫理學の問題であるより以上に經濟學の問題である。従つて之は先づ經濟學的に解決されなければならない。經濟問題を倫理學的に解決するのは眞の方法ではないことが實證されてゐるのではなからうか。

三

根本原因

私はこの問題を次の様に置きかへる。

「何故に保険業者は協定維持に就きて誠意がないか。」

此の問題に對する答が得らるれば、如何にしたら維持が可能なるかの問題に對する答も亦可能となる。

私は第一の問に對してこう答へる。それは火災保険料そのものゝ内容に基くのであると。それは如何なることであるのか。私は順次此の問題を分析して行くであらう。

(イ) 一體廣義の意味の火災保険料は如何なる要素から構成されてゐるかと云ふと、危險率(狹義の保険料、純保険料)、經費率、利益率の三者を擧げることが出來やう。狹義の火災保険料率は、大數法則に立脚することは勿論である。従つて火災保険料率にして正確に現實の火災現象を反映する限り、その純保険料は損失を償ふて過不足無き筈である。もし此のことにして動かすべからざるものであるならば、此の料率以下に引下げるとは、進んで損失を自分から負擔することになる。そこで協定されてゐる料率が、もし以上の如き正確なものであるとしたならば、之を破ることは自ら墓穴を掘ることになる、とすれば切り下げは容易に行はれるものではない。之を食べると死ぬと云ふことが明白で、且つそれを知つてゐる人間で而も死することを欲せざる人間はそれを食はないであ

らう。料率を切り下げると必然的に損失を招くことが確實であるとき、損を招くことを欲せざる保険業者は決して維持を破る誠意のない人間にはならないであらう。

私は料率協定の困難なる理由を、此の損失關係が確實明瞭になつてゐないことにあると考へるのである。従つて只單に獨占せんが爲の料率協定は一層困難であることが此の點から説明することが可能となるのである。次に正常なる料率を決定して保険の合理化の爲の協定は、同じく以上の理由で比較的強固なものと云ひ得やう。然し私は比較的と云つた。

絶対正確なる料率と云ふことは果して可能か。私は不可能と答へざるを得ない。その理由は火災危険要素は無数の項目より構成されてゐる。之を如何に精密に分類調査しても、完全を期することは難かしい。その中に又時々刻々に構成要素が變化して行く。吾々は如何にしてその正確なる危険原價を計算し得るであらうか。私は協定困難の根本原因の一つを此の點に求めんとするものである。私はかつて次の如く云つたことがある（拙著火災保險三三七頁参照）。

「協定必要論は少くとも今日は無要論だと考へてゐる。協定の必要を論ずる以前に料率そのものゝ妥當性を分析しなければならぬ。正確なる而して明瞭なる料率を決定することが最急務であらう。」

正確なる料率とは科學的なるものを云ふ。實際經驗に立脚したるものを云ふ。而して社會の火災現象を正確に反映してゐるものを云ふ。此仕事は最も困難なるものではある。然し是非に完成しなければならぬものである。筆者は此仕事を以て料率協定維持の有力なる一法だと信ずる。維持さるべきは正確なる料率であつて、妥當ならざる料率は拋棄せらるべきものである。何^〇を^〇協^〇定^〇し^〇何^〇を^〇維^〇持^〇す^〇べ^〇き^〇や^〇? 之れ最も肝要なることである。社會は進展する。料率は之を追はなければならぬ。時には之を導かなければならぬ」。

私は今之をふりかへつてみて若干修正すべきものゝそこに存することに氣付いてゐる。果して此仕事は可能であるか如何。勿論吾等は此仕事をあくまで完成すべく努力しなければならぬ。然し恐らくそれは、客觀的に妥當なる點に近づく程度であつて、嚴密なる意味での客觀的妥當性には達し得ないであらうといふこと即ちこれである。

(ロ) 次に果して純保險料が客觀的に正確なる危険率を反映してゐるものとしたならば、協定は完全に保たれて行くであらうか。私は更に經費率の觀點から此問題を考へ直してみるであらう。

經費の節減とは最近の經濟界の大問題であると云つてもよい。合理的經營といふこと、合理化運動といふことが盛になつて來たのも、私は此傾向の一面を語つてゐるものと思つてゐる。經費を整

理、考究することにより合理化の過程は次第に進むであらう。而して同時に此事は、他會社との競争に立つ限り料率切り下げの可能性を興ふるものであると私は考へる。されど經費の高は僅少の時間内に、著しい程度まで節減し得ることは一寸望めない。のみならず社會思想の變遷は、こゝに一つの障礙を興へるであらう。如何様にか。

營業費の中でかなりの部分を占むるものは人件費である。時間の引延しと支給額の切り下げとは、當然その反對を覺悟しなければならぬからである。故に爲し得る事は、老朽の高給者の代りに低給の若年者を置きかへることに依るものである。廣い競争の餘地があるとも言はれないが、そこに幾分の可能性があることは見逃せないと思ふ。

(ハ) 利益率

假に五分の利益率を計上してあるとしても、資本家は四分を以て満足すれば、こゝに競争を入るゝの餘地が生ずる譯である。(但しこゝに注意しなければならない事は、經費率と云へ、利益率と云ふもつまりは純保險

料の大きさを標準としてあるから、純保險料自体の大きさが疑問であるときは、是等も亦その絶対値は信ずべからざるものとならん)。

以上私は火災保險料率協定維持が困難なる原因を理論的に考察したのであるが、理論的にみて料率協定維持の完全は望めないと云ふことを證明したことは、直ちに料率協定の不必要を意味するも

のではないことは明かであらう。それは人間は何時かは死ぬものだと言ふことが理論的に明かであつても、病氣を直す方法が不必要にはならないと同じことである。料率協定は何故必要なるかは別として、もし必要なりとせば以上の理論にも關らず、否以上の理論が存する故、何等かの制度を設けて之を保つことに努力して行かなければならない。

今日の制度の存在によりてこの程度に止まる。これなくば何處まで切り下げられるか、その爲に起る混亂は計られないと云ふ意味で此の制度の存続に努力しなければならぬ。若し協定が必要ならば。而してその料率協定維持の努力は、明確にして且つ可及的客觀的妥當なる料率の設定に於て最も有效且つ根本的のものであることが、明瞭になつたと思ふ。